

令和元年 5 月 臨時会

第 1 号 (令和元年 5 月 9 日)

<input type="checkbox"/> 出席議員及び欠席議員の氏名	P1
<input type="checkbox"/> 会議録署名議員の氏名	P1
<input type="checkbox"/> 職務のため議場に出席した者の職氏名	P1
<input type="checkbox"/> 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名	P1
<input type="checkbox"/> 議 事 日 程	P2
<input type="checkbox"/> 開 会	P6
<input type="checkbox"/> 議長の選挙	P7
<input type="checkbox"/> 議席の指定	P8
<input type="checkbox"/> 会期の決定	P9
<input type="checkbox"/> 副議長の選挙	P9
<input type="checkbox"/> 常任委員の選挙	P10
<input type="checkbox"/> 各組合議員の選挙	P13
<input type="checkbox"/> 議案の上程	P16
<input type="checkbox"/> 提案理由の説明	P18
<input type="checkbox"/> 監査委員の選任	P21

<input type="checkbox"/> 特別委員会設置	P22
<input type="checkbox"/> 町長あいさつ	P28
<input type="checkbox"/> 閉 会	P29

令和元年5月		池田町第1回臨時会議録			第 1 日	
招集年月日		平成31年4月26日			池田町告示第15号	
招集の場所		池田町議会議場				
開会日時		令和元年5月9日			午前9時40分	
散会 閉会		令和元年5月9日			午後4時55分	
出席 8名 欠席 名 遅刻 名 早退 名	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	丸石 純一	出	5	佐野 和彦	出
	2	松井 靖明	出	6	和田 義則	出
	3	宇野 一正	出	7	飯田 拓見	出
	4	宇野 邦弘	出	8	岩崎 昭一	出
会議録署名議員		1番	丸石 純一	2番	松井 靖明	
職務のため 議場に出席 した者の 職・氏名	議会事務局長	中村 博司		議会書記	梅田 昌美	
	町 長	杉本 博文		町民税務課長	佐野 成美	
	副町長	溝口 淳		農村政策課長	山崎 政弥	
	教育長	内藤 徳博		町土整備課長	長谷川 正喜	
	企画官	高橋 宏輝		保健福祉課長	清水 真盛	
	総務財政課	森川 弘一		教育委員云 事務局課長 代 理	飯田 康彦	
議事日程		別紙のとおり				
会議の経過		別紙のとおり				

令和元年第1回臨時会日程表（第1号）

令和元年5月9日（木）

午前9時30分

開会・開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

令和元年第1回臨時会日程表（第2号）

令和元年5月9日（木）

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 副議長の選挙

令和元年第 1 回臨時会日程表 (第 3 号)

令和元年 5 月 9 日 (木)

- 追加日程第 5 常任委員会委員の選任
(総務厚生常任委員会・文教経済常任委員会・決算常任委員会)
- 追加日程第 6 福井県丹南広域組合議会議員の選挙
- 追加日程第 7 鯖江広域衛生施設組合議会議員の選挙
- 追加日程第 8 南越消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第 9 南越清掃組合議会議員の選挙
- 追加日程第 10 公立丹南病院組合議会議員の選挙
- 追加日程第 11 福井県後期高齢者医療連合議会議員の選挙
- 追加日程第 12 議案第 23 号 専決処分の承認を求めることについて
(池田町町税条例等の一部を改正する条例)
- 追加日程第 13 議案第 24 号 専決処分の承認を求めることについて
(原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部を改正する条例)
- 追加日程第 14 議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて
(池田町過疎立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)
- 追加日程第 15 議案第 26 号 専決処分の承認を求めることについて
(池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

- 追加日程第 16 議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについて
(池田町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 追加日程第 17 議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回))
- 追加日程第 18 議案第 29 号 町議会常任委員会及び特別委員会条例の一部改正について
- 追加日程第 19 議案第 30 号 物品購入契約の締結について
平成31年度社会資本整備総合交付金事業 池田町道路除雪車購入
- 追加日程第 20 議案第 31 号 物品購入契約の締結について
池田町診療所 電子内視鏡システム導入事業

提案理由の説明

- 追加日程第 21 議案第 32 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 22 発議第 1 号 足羽川ダム対策特別委員会設置について
- 追加日程第 23 足羽川ダム対策特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 24 発議第 2 号 広報特別委員会設置について
- 追加日程第 25 広報特別委員会委員の選任について

閉議・閉会

令和元年 第1回 臨時会会議録

令和元年5月9日

開始時間 午前9時40分

○事務局長 中村

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっています。

年長の 飯田 拓見 議員をご紹介します。

飯田 拓見 議員 議長席にお願いします。

○飯田臨時議長

ただいま紹介されました 飯田 拓見 です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いします。

ただいまの出席議員は、8名全員であります。定数に達しておりますので、ただいまから 令和元年 第1回 池田町議会 臨時会を開催いたします。

本日の会議を開きます。

町長より発言を求められていますのでこれを許します。

○杉本町長

(議長 町長杉本)

○飯田臨時議長

町長 杉本君

○杉本町長

町議会議事会の開会に当たり、一言ご挨拶申しあげます。

はじめに池田の里も、若葉新緑の季節を迎えるとともに田畑の作業が盛りを迎えようとしております。本日議員各位にはご多用の中をご出席いただき御礼を申し上げます。また8名の議員各位におかれましては、先般の4月21日に執行されました町議会改選選挙におきまして町民有権者の尊いご指示を獲得され、見事ご当選の栄に輝かれましたことをここに衷心より敬意を表しお慶び申し上げます。

議員各位には住民福祉の増進は元より、諸事多難な町政の推進に対しましても貴重なご指導賜りますよう、心よりお願い申し上げ、本臨時会開会のご挨拶といたします。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○飯田臨時議長

日程第1

仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

○飯田臨時議長

日程第2

議長の選挙を行います。

暫時休憩します。

○飯田臨時議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長の選挙についてお諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議無し)

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長が指名することに致したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議無し)

ご異議なしと認めます。

よって臨時議長が、指名することに決定いたしました。

それでは、指名させていただきます。

議長に 和田 義則 君を指名します。

お諮りします。ただいま、臨時議長が指名しました 和田義則君を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議無し)

異議無しと認めます。よって、ただいま指名しました、和田義則君が議長に当選されました。

○飯田臨時議長

ただいま、議長に当選されました、和田義則君が議場におられますので、会議規則、第32条第2項の規定によって、当選の告知を行います。

議長 和田義則君より、発言が求められていますので、これを許します。

○和田議長

(議長 和田)

○飯田臨時議長

和田義則君

○和田議長

ただ今、議員諸氏の選挙によりましてご推薦いただきました和田義則でございます。池田町の課題がたくさんございますがこれから新議会として、しっかりと一同皆さん方のご協力得ながらがんばってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○飯田臨時議長

これをもって、臨時議長の職務は終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

和田義則 議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

○和田議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程 第1

「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則 第4条第1項の規定により、ただいまの着席のとおりといたします。

追加日程 第2

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、

1番 丸石 純一 君 2番 松井 靖明 君 を指名します。

追加日程 第3

「会期の決定」を議題と致します。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、1日と致したいと思ひます。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定しました。

追加日程 第4

「副議長の選挙」を、行ひます。

暫時休憩します

○和田議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮り致します。

副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定致しました。

お諮り致します。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに、決定致しました。

副議長に「宇野 邦弘」君を、指名します。

ただいま、議長が指名しました

「宇野 邦弘」君を、副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま副議長に当選されました、「宇野 邦弘」君が、議場におられます。

会議規則 第32条第2項の規定によって、当選の告知を致します。

副議長「宇野 邦弘」君より、発言が求められておりますのでこれを許します。

○和田議長

副議長「宇野 邦弘」君

○宇野議員

(議長 宇野邦弘)

ただ今、ご承認をいただきました宇野邦弘でございます。今後とも和田義則議長の下、池田町議会の活性化、本当に町民の思いをしっかりと届ける議会、そうゆう議会を目指して一生懸命がんばっていきたいと思います。何卒よろしくお願いします。

○和田議長

追加日程第5

「常任委員会委員の選任」を行います。

常任委員会委員の選任については、町議会常任委員会及び特別委員会条例第5条 第1項の規定により、

総務厚生常任委員会委員に

「飯田 拓見」君、私、「和田 義則」「宇野 邦弘」君 「宇野 一正」君、「松井 靖明」君 「丸石 純一」君

文教経済常任委員会、委員に

「岩崎 昭一」君、「佐野 和彦」君 「宇野 邦弘」君 「宇野 一正」君
「松井 靖明」君、「丸石 純一」君

決算常任委員会、委員に

「岩崎 昭一」君、「飯田 拓見」君 私、「和田 義則」「佐野 和彦」君

「宇野 邦弘」君、「宇野 一正」君 「松井 靖明」君 「丸石 純一」君
以上のとおり、指名したいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。
よって、ただいま、指名しましたとおり、常任委員会委員に選任することに、
決定致しました。

正副、常任委員長の選任については、町議会常任委員会及び、特別委員会条例第6条第2項の規定により、各常任委員会において互選することになっております。よって、各常任委員会において、正副、委員長が互選されるまで、暫時休憩します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。
ただいま、本職に各常任委員会より正副委員長の互選の報告がありましたので、ご報告致します。

総務厚生常任委員会
委員長 「飯田 拓見」君

総務厚生常任委員会
副委員長 「宇野 一正」君

文教経済常任委員会
委員長 「佐野 和彦」君

文教経済常任委員会
副委員長 「松井 靖明」君

決算常任委員会
委員長 「佐野 和彦」君

決算常任委員会
副委員長 「丸石 純一」君

以上の諸君が、各常任委員会の正副委員長に選任されました。

ただいま、互選されました
総務厚生常任委員会
委員長 「飯田 拓見」君、

文教経済常任委員会
委員長 「佐野 和彦」君

決算常任委員会
委員長 「佐野 和彦」君より、発言を求められておりますので、これを許
します。

総務厚生常任委員会
委員長 「飯田 拓見」君

○飯田議員

(議長 飯田)

一言ご挨拶を申し上げます。ただ今総務厚生常任委員会の委員長を拝命いた
しました飯田拓見でございます。今後、町政発展のため議員各位ならびに理事
者各位のご指導ご鞭撻を賜りながら、誠心誠意 努めさせていただく所存で
ございますので何卒よろしくお願い申し上げます。

○和田議長

文教経済常任委員会
委員長 「佐野 和彦」君

○佐野議員

(議長 佐野)

○和田議長

佐野和彦君

文教経済常任委員長に就任することになりました佐野和彦です。今後町政発
展のため私自身一層の努力を誓うとともに、議員の皆様、理事者の皆様のご協
力を賜り努める所存でございますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

○和田議長

決算常任委員会

委員長 「佐野 和彦」君

○佐野議員

(議長 佐野)

○和田議長

佐野和彦君

一言ご挨拶申し上げます。皆様のご推薦により委員長に就任した佐野和彦です。微力ではございますが議員及び理事者の皆様のお力をいただきながら、本委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

追加日程 第6

福井県丹南広域組合 議会議員の選挙を行います。

おはかり致します。

選挙の方法は、地方自治法 第118条第2項の規定により、指名推薦に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに、決定しました。

おはかり致します。指名の方法については、議長において指名することに致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定しました。

福井県丹南広域組合議会議員に 私、「和田 義則」、「宇野 一正」君を、指名します。

おはかり致します。ただいま議長において指名いたしました、両名を、福井県丹南広域組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました両名が、福井県丹南広域組合議会議員に当選されました。

追加日程 第7

鯖江広域衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

おはかり致します。選挙の方法は、地方自治法第118条第二項の規定により、指名推薦に致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに、決定しました。

おはかり致します。指名の方法については、議長において指名することに致したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において、指名することに決定しました。

鯖江広域衛生施設組合 議会議員に「岩崎 昭一」君、「丸石 純一」君を、指名します。

おはかり致します。ただいま、議長において指名いたしました、兩名を、鯖江広域衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました兩名が、鯖江広域衛生施設組合議会議員に当選されました。

追加日程 第8

南越消防組合議会議員の選挙を行います。

おはかり致します。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦に致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

おはかり致します。指名の方法については、議長において指名することに致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において、指名することに決定しました。

南越消防組合議会議員に「佐野 和彦」君、「松井 靖明」君を、指名します。

おはかり致します。ただいま議長において指名いたしました、兩名を南越消防組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よってただいま指名しました兩名が、南越消防組合議会議員に当選されました。

追加日程 第9

南越清掃組合議会議員の選挙を行います。

おはかり致します。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦に致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦によることに、決定しました。

おはかり致します。指名の方法については、議長において指名することに致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定しました。南越清掃組合議会議員に「飯田 拓見」君、「宇野 邦弘」君を、指名します。

おはかり致します。ただいま議長において指名いたしました、兩名を、南越清掃組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました兩名が、南越清掃組合議会議員に当選されました。

追加日程 第10

公立丹南病院組合議会議員の選挙を行います。

おはかり致します。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦に致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

「ご異議なし」と認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに、決定しました。

おはかり致します。指名の方法については、議長において指名することに致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって議長において、指名することに決定しました。公立丹南病院組合議会議員に「宇野 邦弘」君、「松井 靖明」君を、指名し

ます。

おはかり致します。ただいま、議長において指名いたしました、兩名を、公立丹南病院組合 議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よってただいま指名しました兩名が、公立丹南病院組合議会議員に当選されました。

追加日程 第 11

福井県、後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

おはかり致します。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦に致したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦によることに、決定しました。おはかり致します。指名の方法については議長において指名することに致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定しました。福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に 私「和田 義則」を、指名します。

おはかり致します。ただいま議長において指名いたしました、私、「和田 義則」を、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました 私「和田 義則」が、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

追加日程 第 12

議案第 23 号

専決処分の承認を求めることについて

池田町町税条例等の一部を改正する条例

追加日程 第 13

議案第 24 号

専決処分の承認を求めることについて

原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部を改正する条例

追加日程 第 14

議案第 25 号

専決処分の承認を求めることについて

池田町過疎立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

追加日程 第 15

議案第 26 号

専決処分の承認を求めることについて

池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

追加日程 第 16

議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

池田町介護保険条例の一部を改正する条例

追加日程 第 17

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 30 年度 池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

追加日程 第 18

議案第 29 号

町議会常任委員会及び特別委員会条例の一部改正について

追加日程 第 19

議案第 30 号

物品購入の締結について

平成 31 年度 社会資本整備総合交付金事業 池田町道路除雪車購入

追加日程 第 20

議案第 31 号

物品購入の締結について

池田町診療所電子内視鏡システム導入事業

以上、9議案を一括して議題とします。議案の朗読を省略します。
町長より、提案理由の説明を求めます。

○杉本町長

「議長、町長杉本」

○和田議長

「町長、杉本君」

○杉本町長

ただ今上程されました、各議案の説明に先立ち、一言お祝い申し上げます。

今ほどは、議会新体制の編成にあたり、議長に和田義則議員が、そして副議長に宇野邦弘議員が選出されました。

和田義則議長、宇野邦弘副議長 両氏にご就任をお祝い申し上げます次第でございます。

また、総務厚生常任委員会委員長には、飯田拓見議員が、文教経済常任委員会委員長ならびに決算常任委員長には佐野和彦議員がそれぞれ選出され、ここに和田議長を中心とされた池田町議会新体制が発足となりましたことを心よりお祝いとお喜びを申し上げるとともに、今後の議会運営ならびに議会活動の充実と発展、そして議員各位のご活躍を祈願申し上げます次第でございます。

それでは本日ご提案いたしました、閣議案の概要についてご説明申し上げます。まず、議案第23号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号「池田町町税条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、消費税引き上げに伴う住宅ローン控除の期間延長や、ひとり親世帯への個人住民税の非課税措置、軽自動車税のグリーン化特例の適用範囲の見直し、ふるさと納税制度の見直し等、規定の整備を内容とする条例改正を専決処分いたしましたものであります。

次に、議案第24号、専決処分の承認を求めることについて、専決第2号「原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条における地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により、制度の適用期間が2年間延長されたことに伴い、原子力発電施設等立地地域の指定による、町税の特例に関する条例について、適用期間を延長する条例改正を専決処分いたしましたものであります。

次に、議案第25号、専決処分の承認を求めることについて、専決第3号「池田町過疎自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により、制度の適用期間が2年間延長されたことに伴い、池田町過疎自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例について、適用期間を延長する条例改正を専決処分いたしましたものであります。

次に、議案第26号、専決処分の承認を求めることについて、専決第4号「池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、国民健康保険税負担の公平の確保、低所得者層の保険税負担の軽減を図ることを内容とする地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、低所得者層の保険税軽減拡大を内容とする条例改正を専決処分いたしましたものであります。

次に、議案第27号、専決処分の承認を求めることについて、専決第5号「池田町介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、消費税の引き上げに合わせて、更に低所得者の保険料の軽減強化を図ることを内容とする介護保険法施行令及び国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、低所得者層の保険料軽減拡大を内容とする条例改正を専決処分いたしましたものであります。

次に、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて、専決第6号「池田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」につきましては、このたび、44万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4千504万7千円といたしましたのでございます。

その内容は、2款、後期高齢者医療広域連合納付金 1項、後期高齢者医療広域連合納付金、1目、後期高齢者医療広域連合納付金において、不足金が生じたため44万7千円を計上いたしました。

財源と致しましては、1款、後期高齢者医療保険料で調整したところでございます。

次に、議案第29号「町議会常任委員会及び特別委員会条例の一部改正」につきましては、行政の機構改革に伴い、常任委員会の所管事項を変更するもの

でございます。

次に、議案第30号、物品購入契約の締結につきましては、去る4月26日、2社の指名競争入札に付しました、池田町道路除雪車 ロータリー除雪車1台の購入について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

その内容は、契約金額4千374万円、うち取引に係る消費税の額324万円をもって、

福井市下六条町第35号25番地の1

たかし

株式会社 中島建機 代表取締役 中島 拳

と、契約締結いたそうとするものでございます。

次に、議案第31号、物品購入契約の締結につきましては、去る4月26日、3社の指名競争入札に付した、池田町診療所 電子内視鏡システム導入事業について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

その内容は、契約金額1千9万8千円、うち取引に係る消費税の額は7万8千円をもって、福井市和田中2丁目907番地

丸文通商株式会社 福井支店 取締役支店長 土屋 達昭 と契約締結いたそうとするものでございます。

以上、本日までご提案いたしました、各案件の概略についてご説明申し上げました。

何卒よろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○和田議長

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで、討論を終わります

これより、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号

以上、9議案を一括して、採決致します。

おはかり致します。本案を、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は、

起立をお願いします。ありがとうございました。全員起立です。よって

議案第 23 号、議案第 24 号、議案第 25 号、議案第 26 号、議案第 27 号、議案第 28 号、議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 31 号 以上 9 議案は、原案のとおり可決されました。

○和田議長

追加日程 第 21

議案第 32 号

監査委員の選任につき、同意を求めることについて議題とします。
事務局に、議案を朗読させます。

○事務局長 中村

(議長 事務局長 中村)

○和田議長

事務局長 中村君

議案第 32 号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。 記

住所 池田町水海 氏名 飯田拓見 令和元年 5 月 9 日提出 池田町長 杉本 博文 以上です。

○和田議長

地方自治法 第 117 条の規定により、「飯田 拓見」君は、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(飯田 拓見 議員退場)

提案理由の説明を求めます。

○和田議長

町長・杉本君

○杉本町長

(議長 町長杉本)

ただ今、議題となりました議案第32号
監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、地方自治法第
196条及び第197条の規定に基づき議会の任期とともに監査委員の
任期が満了となりましたので、新たに飯田拓見議員を監査委員として選
任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。何卒ご同意賜り
たく、お願い申し上げます。

○和田議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これをもって、質疑を終
わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。

これより、議案32号、監査委員の選任についての、同意を求めることについ
て、採決致します。

おはかり致します。

議案第32号を、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり同意することに、決定致しました。

「飯田 拓見」君の、入場を認めます。(飯田 拓見 議員入場)

ただいま、監査委員に「飯田 拓見」君を選任することに、同意しましたの
で、告知します。

暫時休憩します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、議員諸兄より、足羽川ダム対策特別委員会設置について 発議が提
出されました。

この際、これを日程に追加し、議題と致したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「足羽川ダム対策 特別委員会設置について」を、日程に追加致します。

追加日程 第22

「発議第1号」「足羽川ダム対策特別委員会設置について」を議題と致します。
事務局に議案を朗読させます。

○和田議長

事務局長 中村君

○事務局長 中村

発議第1号

足羽川ダム対策特別委員会設置について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び池田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年5月9日提出 池田町議会議長 和田 義則 様

提出者 池田町議会議員 飯田 拓見

賛成者 池田町議会議員 岩崎 昭一 同じく、佐野 和彦

同じく 宇野 邦弘 同じく 宇野 一正

提案理由等 足羽川ダム建設事業の情報共有により、町民に対する理解と関心を深め、町政発展に寄与するため、特別委員会を設置することとしたいので、この案を提出する。

足羽川ダム対策特別委員会設置について

1. 本委員会は、8人の委員をもって構成する。
2. 本委員会は、足羽川ダム対策等、今後の対応につき調査研究を行い、対策を検討する。
3. 本委員会は、閉会中も調査研究を行うことができるものとし、議会において調査終了を議決するまで継続する。 以上であります。

提案理由の説明を省略いたします。本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。

これより、発議第1号 「足羽川ダム対策特別委員会設置について」を採決致します。

おはかり致します。

発議第1号 「足羽川ダム対策特別委員会設置について」を、原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、発議1号は、原案のとおり決定致しました。

「足羽川ダム対策特別委員会委員の選任について」を、日程に追加します。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、「足羽川ダム対策特別委員会委員の選任について」を日程に追加します。

追加日程 第23

「足羽川ダム対策特別委員会委員の選任について」を議題と致します。

特別委員会、委員の選任については、町議会常任委員会及び、特別委員会条例第5条第1項の規定により、

「岩崎 昭一」君、「飯田 拓見」君、私「和田 義則」、「佐野 和彦」君
「宇野 邦弘」君、「宇野 一正」君、「松井 靖明」君、「丸石 純一」君
以上、8名の諸君を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を、足羽川ダム対策特別委員会、委員に、選任することに決定しました。

特別委員会 正副委員長の選任については、町議会常任委員会及び、特別委員会条例第6条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。よって、正副委員長が互選されるまでの間、暫時休憩します。

○和田議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、本職に、正副委員長の互選の報告がありましたので、報告します。

足羽川ダム対策特別委員会 委員長 「飯田 拓見」君

足羽川ダム対策特別委員会 副委員長「岩崎 昭一」君

以上の諸君が、特別委員会の、正副委員長に選任されました。

ただいま、選任されました、委員長 「飯田 拓見」君より、発言が求められておりますので、これを許します。

○和田議長

足羽川ダム対策特別委員会 委員長「飯田 拓見」君

○飯田議員

(議長 飯田拓見)

○飯田議員

この度、足羽川ダム対策特別委員会の委員長に就任することになりました、飯田 拓見でございます。足羽川ダム工事につきましては、足羽川流域の治水対策として現在進められております。地域住民の皆様また池田町全体の尊い協力の下に成り立っているものと考えます。

本委員会についても、国県からの情報と理事者皆様とともに情報を共有し、町民の皆様とともに対応してまいりたいなと思っております。どうぞ皆様のご指導よろしくお願い申し上げます。

(拍手)

暫時休憩します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

「ただいま、議員諸兄より、広報特別委員会設置について」発議が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題と致したいと思います。

これに「ご異議」ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、広報特別委員会設置について、日程に追加致します。

追加日程 第24

「発議第2号」「広報特別委員会設置について」を議題と致します。

事務局に議案を朗読させます。

○事務局長 中村

(議長 事務局長 中村)

○和田議長

「事務局長・中村君」

○事務局長 中村

発議第2号

広報特別委員会設置について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び池田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年5月9日提出 池田町議会議長 和田 義則 様

提出者 池田町議会議員 宇野 邦弘

賛成者 池田町議会議員 佐野 和彦 同じく、宇野 一正

同じく、松井 靖明 同じく、丸石 純一

提案理由等 議会広報を通じ、議会に対する理解と関心を深め、町政発展に寄与するため、特別委員会を設置することとしたいので、この案を提出する。

広報特別委員会設置について

1. 本委員会は、5人の委員をもって構成する。
2. 町議会広報の編集・発行及びその他の議会広報に関する事項について調査・研究を行う。
3. 本委員会は、閉会中も調査研究を行うことができるものとし、議会において調査終了を議決するまで継続する。以上です。

○和田議長

本案に対する質疑を行います。 質疑ありませんか。

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これより、発議第2号 「広報特別委員会設置について」を採決致します。

おはかり致します。

発議第2号 「広報特別委員会設置について」を、原案のとおり、決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、発議2号は、原案のとおり決定致しました。

「広報特別委員会、委員の選任について」を、日程に追加します。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、「広報特別委員会、委員の選任について」を日程に追加します。

追加日程 第25

「広報特別委員会委員の選任について」を議題と致します。

特別委員会、委員の選任については、町議会常任委員会及び、特別委員会条例第5条第1項の規定により、

「佐野 和彦」君、「宇野 邦弘」君、「宇野 一正」君、「松井 靖明」君
「丸石 純一」君、以上、5名の諸君を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を、広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

特別委員会 正副委員長の選任については、町議会常任委員会及び、特別委員会条例第6条第2項の規定により、委員会において、互選することになっております。よって、正副委員長が互選されるまでの間、暫時休憩します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、本職に、正副委員長の互選の報告がありましたので、報告します。

広報特別委員会 委員長 「宇野 邦弘」君、広報特別委員会 副委員長「丸石 純一」君、以上の諸君が、特別委員会の、正副委員長に選任されました。

ただいま、選任されました、委員長「宇野 邦弘」君より、発言が求められておりますので、これを許します。

広報特別委員会 委員長「宇野 邦弘」君

○宇野邦弘議員

(議長 宇野邦弘)

○和田議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

一言ご挨拶申しあげます。

この度、広報特別委員会委員長に、就任することになりました、宇野邦弘で

ございます。広報委員会と致しましては、町民の皆様に対し開かれた議会、議会の中身をお知らせする、そういう大事な部署をまかなうこととなります。本委員の皆様、議員皆様の知識とお力を賜って、充実した、町民にとって役立つ委員会にしていきたいと思っております。何卒よろしく申し上げます。

(拍手)

○和田議長

町長より発言が求められていますので、これを許します。

○杉本町長

(議長、町長杉本)

○和田議長

町長、杉本君

○杉本町長

本日の、町議会臨時会の閉会に当たり、一言、御礼申し上げます。

最初に、本日 議員各位にはご多用の中をご出席いただき。先ほどは各議案妥当とのご決議を賜りましたことを、ここに御礼を申し上げるしだいでございます。また本臨時会は、議会改選後の初議会となり組織体制が決定発足されましたことを改めて敬意を表し、お慶び申し上げます。

さて、現下の町政は地方創世の取り組みをはじめ、国が示した 2040自治体構想報告書、新たな自治体行政の基本的考え方への対応など、今後の町行政のあり方に大きな影響を及ぼす、時代の難局に臨んでいるといえます。

池田町の人口減少、少子高齢化の懸念は止むところではありませんが、町民の中には町の資源を活かした懸命な取り組みや、人を守り、町を育てる諸活動に汗を流してくださる方々が大勢いらっしゃいます。

そしてその評価も高まってきております。

町といたしましては、住民自治をキーワードに、町民と連携、共働することで、この容易でない時代に挑んでまいりたいと考えています。何卒、主権者である住民の代表である議会議員各位のご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、議員各位のご健勝とご活躍を祈念いたしますとともに、田畑の豊かな恵みを祈願いたし、本臨時会御礼の言葉と致します。ありがとうございました。

○和田議長

以上で本日の日程は終了いたしました。

第1回臨時会の閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本日は、池田町議会の構成および理事者より提案されました、各議案につきまして慎重にご審議いただき、全日程を終了できましたことを心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては皆様の格段のご協力をお願い申し上げます。

なお理事者におかれましては、審議の間、常に真摯な態度で、審議にご協力いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

また会期中、議員各位から質問あるいは質疑、疑問、要望などにつきましては、十分留意尊重していただき、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう、特にお願ひ申し上げます。

終わりに、これから農作業が本番を迎えようとしています。実り多い秋を迎えられますようご祈念いたしまして閉会のあいさついたします。ありがとうございました。

これをもって、令和元年 第1回 池田町議会臨時会を閉会します。

閉会時間 午後4：55分